

ぎょうせい足立 第38号

平成24年1月1日号

発行者 清水 良満
発行所 東京都行政書士会足立支部
住所 東京都足立区関原3-7-14
TEL 03-3840-0700
FAX 03-5888-6585
編集人 照内 洋一



平成23年度足立の花火大会は、
10月のAーフェスタ期間内に開
催されました



ご挨拶

東京都行政書士会足立支部
支部長 清水 良満



新年明けましておめでとうございます。
支部会員の皆様におかれましては、執行部への変わらぬご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、足立区役所をはじめとする区内関係諸機関の皆様、国会議員、都議会議員、区議会議員の皆様におかれましては、日頃より行政書士に多大なるご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年は、東日本大震災により、人知を超えた自然の脅威に衝撃を受けた年となりました。テレビ等で報道される被災地の状況を知る度に、生命の尊さを、平穩に日々過ごせることのありがたさを痛感いたしました。そして、被災された方々や被災地への支援活動、復興を目指して力強く立ち上がる方々の姿に心温まる思いがいたしました。支部会員の皆様も、このように感じた方が多いのではないのでしょうか。人は、自分の周りにいる人々と繋がりながら生きています。我々行政書士も同じです。平成24年は、こうした状況の中で我々行政書士に何ができるのかを考え、行動する一年になるのではないかと思います。

昨日より今日、今日より明日、昨年より今年、我が国の未来に向かって微力ながら役立てるよう、皆様と共に歩んで参ります。

なお、別ページに掲載されておりますが、新年賀詞交歓会は1月11日（水）に開催いたします。奮ってご参加ください。

最後に、平成24年が支部会員の皆様にとりまして、幸多き一年になることを祈念申し上げ、私のご挨拶とさせていただきます。

ご挨拶

足立区長 近藤 やよい



明けましておめでとうございます。
東京都行政書士会足立支部の皆様には、晴れやかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

先生方には、日頃より区の相談事業に格別なご支援とご協力を賜っております。特に昨年は、第4水曜日の「暮らしと事業の相談」に加えて、毎週水曜日に「一般相談」も実施いただくなど、相談事業が一層充実いたしました。

さて昨年、平成23年は「東日本大震災」という未曾有の災害により、日本人の心に悲しい記憶として深く刻まれる年となりました。幸いにも区内には人的被害こそありませんでしたが、震災当日の帰宅困難者や、それに続く計画停電、さらには原発事故に伴う放射線などの対応に迫られる毎日が続きました。

区では、震災からこれまでの間、発災後6時間の行動手順をまとめた初動マニュアルの作成や、避難所などへの備蓄品目追加など、この度の経験を踏まえて、防災対策の充実をはかっております。

また、放射線への対応につきましては、線量の測定や除染作業の実施など、区民の皆様の不安を一刻も早く解消できますよう全力で取り組んでおります。

一方、私たちは、この大震災を経験し、改めて地域社会で人と人とが支えあう「絆」の大切さを実感いたしました。もちろん「絆」は一朝一夕でできあがるものではなく、日頃からのお付き合い、人間関係が重要であることは言うまでもありません。

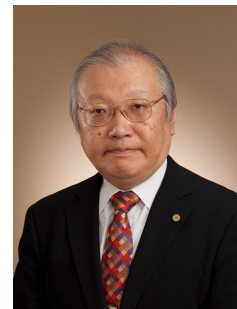
ともすれば周囲との人間関係が希薄化しがちな昨今ではありますが、このような時こそ、区民の相談ニーズに応え、不安や悩みを解消していくことが重要だと考えております。行政書士会の先生方に相談した区民の方からは、「ひとりで悩まずにもっと早く相談に来ればよかった」「大変参考になりました」などの感謝の声が寄せられております。

今後とも先生方には相変わらぬご指導をお願い申し上げますとともに、年頭にあたり、先生方並びにご家族の皆様の益々のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。

ご挨拶

東京都行政書士会 会長
東京行政書士政治連盟 会長

中西 豊



新年あけましておめでとうございます。

平素は、足立支部会員の皆様には本会の会務運営にご理解、ご協力頂き有り難うございます。

さて、東京会は平成23年3月に発生した「東日本大震災」への対応のため、災害復興支援対策本部を立ち上げ、被災者支援を行っております。まずは、義援金を募り、会員の親族で被災された会員を対象に見舞金をお支払いし、4月には、日行連と連携して行政書士会災害相談センターを立ち上げ、電話による無料相談をスタートしております。また、5月、6月には、災害復興まちづくり支援機構と連携し、東京ビックサイトや赤坂プリンスホテルにおいて、東京に避難されている被災者に対して無料相談を行いました。8月、9月には、宮城会の要請で被災車両の登録抹消手続きについての無料相談を支援するため、石巻市や南三陸町に会員を派遣いたしました。10月31日からは、東京電力への損害賠償請求手続きについて原子力損害賠償支援機構の要請で、東京本部における無料相談にも対応しています。

次に、本来の事業では、知的資産業務について企画開発部で現在行政書士の業務として確立できるように検討していただいておりますが、11月29日には、前年に引続き「知的資産ウィーク2011」にも参加し知的資産経営シンポジウムを開催しました。大変好評であったと思っており、次年度以降も継続して行きたいと考えています。

また、小中学校における法教育については、市民法務部の中に小委員会を設置して、各支部が区市町村及び学校教育委員会等アプローチ出来るようなマニュアル作成に務めています。

さらに、平成22年度に引続き国土交通省からの補助金事業である「住宅セーフティネット基盤強化推進事業」を受託し、年度末まで賃貸住宅問題相談センターで、賃貸住宅に関する全般の相談に応じています。

その他の事業につきましても、本年度の事業計画に基づき順次遂行しております。

最後に、足立支部会員の皆様には、東京会の運営にさらにご協力頂くようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

平成24年1月吉日

平成24年4月 東京電機大学が北千住駅前に開設

学校法人東京電機大学 経営企画室長 山浦登志夫

東京電機大学は創立100周年を機に、平成24年に北千住駅前の東京千住キャンパスに展開し、次の100年に向けて新たな歴史を刻むこととなりました。科学技術の急速な発展、持続可能な社会への指向なども踏まえ、これまで以上に活力に富み、社会に貢献できる学生を育成するとともに、地域連携や産官学交流活動を推進します。

東京電機大学は明治40年に設立された「私立電機学校」を母体とする、5学部・5研究科を有する私立理工系総合大学です。学生数は、1万人強。東京千住キャンパスに展開するのはこれまで東京神田キャンパスで展開していた大学本部、工学部、工学部第二部、未来科学部および関連する大学院で、約5,000名の予定です。敷地面積は約26,200㎡（第2期計画地約7,500㎡を含む）。東京千住キャンパスでは、電気・機械系のみならず、電子・情報通信・情報メディア・環境化学・建築・ロボット工学等の幅広い技術分野で教育研究活動等を行います。

創立者（廣田精一・扇本眞吉）及び初代学長（丹羽保次郎）はいずれも産業界で活躍した技術者であり、東京電機大学は「実学尊重」の建学の精神のもと、社会との連携を視野に入れた事業を展開しています。社会人の学びの場を提供するため、夜間学部と昼夜開講制による大学院を設置し、社会人特別学生入試や社会人向け公開講座等を通じ、積極的に社会人の方を受入れています。本学の産官学交流センターは、平成12年6月に経済産業省及び文部科学省から「技術移転機関（TLO）」に承認され、本学の研究成果によって、複数の大学発ベンチャー企業が誕生しています。

また、東京千住キャンパスに先行し、平成23年12月1日に開設した東京千住アネックス（旧足立区立第十六中学校跡地：東京都足立区千住旭町38-1）においては、足立区との連携のもとで、創業支援施設「かけはし」とリエゾンセンターを展開し、新たな産業を創造することを軸に事業を展開します。「かけはし」では、これまで足立区が運営してきた創業支援施設「かがやき」「はばたき」の理念を踏襲し、さらに本学が持つ、幅広い研究分野を生かした連携も視野に入れた特色ある起業家支援活動を行います。施設内には経験豊富なインキュベーションマネージャーが週3日間常駐し、チャレンジ精神をもった若き入居企業は経営相談等（無料）を受けながら、成長できる環境を整備しています。施設では独立したオフィスが14室、また、1室（12ブース）を共有で活用するシェアードオフィスを設置しています。

また、平成23年4月から開始しているリエゾン活動では、区内企業を対象とした「大学研究室見学会」・「区内企業工場見学会」・「技術研究会（講座）」・「教員による技術セミナー」・「ものづくり教室」等を通して、区内企業との積極的な連携を図っています。

東京電機大学は足立区において新たな一歩を踏み出します。大学の社会的使命は知の創造と伝承、社会への還元であり、地域の皆様、地元企業の皆様におかれましても、東京千住キャンパスを積極的に活用していただきたいと思いますと考えております。

東京電機大学は教育・研究活動のみならず、地域連携活動を通じ、足立区の産業振興及び経済の活性化に結びつくことを期待しています。

東京都行政書士会足立支部の先生方におかれましては、ご指導・ご鞭撻を仰ぐ機会もあろうかと存じますので、何卒、宜しくお願い申し上げます。



渉外部からの報告

渉外担当 大竹 なか子

日頃は渉外部の活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。渉外部では毎年「ぎょうせい足立」などの会報誌を活用して渉外先と広報面での交流を行なっております。今回は本年4月に北千住に移転開校する学校法人東京電機大学の山浦登志夫経営企画室長にご寄稿をいただきました。移転前の多忙な業務の中、ご寄稿を快諾くださったことに深く感謝申し上げます。

また、足立区役所・東京商工会議所足立支部などの関係諸機関と年4回の定期意見交換会を行なっておりますが、昨年は3月の大震災の影響で、5月に第1回を、8月に足立区長訪問を含めて第2回を行ない、日頃の当支部との連携について様々な意見交換をいたしました。

相談業務に関しては、今年度から外国人相談以外の相談会は新たに設立された相談事業部の担当となりました。「外国人のための無料行政書士夜間相談会」「足立区外国人のためのリレー専門家相談会」「国際まつり外国人のための相談コーナー」は引き続き渉外部が担当します。

今後とも渉外部の活動にご支援をいただければ幸いです。

外国人向け相談会の報告

渉外担当 大竹 なか子

1. 「外国人のためのリレー専門家相談会」：平成23年7月23日午後1時から4時まで、梅島のエルソフィアで、「足立区外国人のためのリレー専門家相談会」が開催されました。事前に「あだち広報」に掲載され、区役所各関係課、各福祉事務所やこども家庭支援センター、各住区センター、区内各図書館、近隣のJR駅、教会などに幅広くチラシが配布されました。運営は足立区役所区民部多文化共生係が行ない、英語、中国語、タガログ語など13言語の言語ボランティアの方々が言語支援に参加しました。

相談件数は全部で20件で、弁護士3件、行政書士9件、社会保険労務士2件、臨床心理士1件、進学相談1件、税務相談1件、子育て1件、母子相談1件、教育相談1件でした。相談内容は在留資格8件、国籍・帰化2件、子供・教育・学校関連3件、医療・心理1件などで、行政書士の分野では日本人の配偶者、永住者、定住者に関するものが多く、難民認定に関するものもありました。相談者で多かった年齢層は30代・40代、使用言語は中国語が6件で最も多く、タガログ語3件、ミャンマー語・英語が2件、インドネシア語が1件でした。前年より相談者は少なかったのですが内容は多分野にひろがった結果になりました。

今後も足立区の多文化共生への取り組みに支部として積極的に参加・協力していきたいと思います。

2. 「外国人のための無料行政書士夜間相談会」：平成23年9月28日の午後6時30分から8時30分まで、梅島のエルソフィアで足立区役所区民部主催の「外国人のための無料行政書士夜間相談会」が開催されました。この相談会は年2回行われており昨年で3年目となりました。毎回「あだち広報」に掲載されることもあって、数日で8人の予約枠が一杯になる状況です。希望者は保育サービスや言語ボランティアによる通訳の支援が受けられます。

相談内容は前回と同様、永住権・帰化に関するものがほとんどで、特別永住者の親子の帰化再申請や「日本人の配偶者」の帰化申請など、いずれも本人または配偶者が日本に長く滞在して日本人と全く同様に生活し、これからも家族とともにこの国で生活していきたいと考えている方々ばかりでした。相談者の国籍は韓国、中国、タイ、ベトナム、フィリピン、台湾と、今回は全員がアジアの国々でした。

今後も支部として毎年参加させていただき、区内の外国人の方々のために微力ながら役立つことができればと思います。

3. 「あだち国際まつり」：平成23年11月3日、梅島のベルモント公園で足立区主催「あだち国際まつり」が開催されました。当日は天候に恵まれ、秋風の中多くの区民が各国の料理やステージを楽しみました。

会場内の「外国人相談コーナー」における相談内容については、在留カードに関するもの、留学ビザの更新に関するものがありました。

この国際まつり外国人相談コーナーにおける相談件数はまだ少ないですが、今後もこうした機会を通じて区内の外国人の方々の支援を行うとともに、チラシを配布するなど周知に努めたいと思います。



相談事業について

相談事業部 諏訪 智

新年明けましておめでとうございます。

東京都行政書士会足立支部では、社会貢献と行政書士の広報活動の一環として、足立区役所及びあだち産業センターにおいて区民向けの無料相談を行っております。

平成23年度4月から10月までの相談内容等は以下になっております。

○遺言・相続 31件 ○離婚 12件 ○借金 9件 ○不動産関連 8件 ○損害賠償 9件

○会社関連 4件 ○成年後見 1件 ○許認可 1件 ○その他 9件

また、来年度4月からの会員相談員を募集しております。詳しくは支部会員の皆様に同封しました募集の案内及び申込書をご覧ください。足立支部会員皆様のご協力をお願いいたします。

あだち区民まつり(Aフェスタ)無料街頭相談会報告

担当 山田 博和

平成23年10月8日(土)と9日(日)の二日間、荒川河川敷「虹の広場」にて、あだち区民まつり(Aフェスタ)が開催されました。東京都行政書士会足立支部は、今回もAフェスタ会場において、2日間にわたり無料街頭相談会を実施致しました。

今回のAフェスタは、両日も好天に恵まれたことに加え、例年は7月に行われている「足立の花火大会」がAフェスタ初日の8日に会場周辺で開催されたこともあって、たくさんの来場者で賑わいました。

相談件数は、8日が22件、9日が12件、合計34件となりました。

この2日間は各日も、チラシ、ティッシュ1,500組、計3,000組用意しましたが、会員が積極的に配布し、多くの皆様に受け取って頂いたこともあり、午後2時過ぎには配布終了になってしまいました。

相談内容としては、遺言・相続関連が非常に多く、その他、事業を始めたいといった相談や、不動産問題や交通事故関連などがありました。

今後も、少しでも多くの区民の皆様にご利用頂けますよう継続して参りたいと思います。



支部業務研究会報告

副支部長 幸野 茂人

1. 第31回業務研究会 : 平成23年8月27日(土)午後1時15分より、あだち産業センター3階交流室において開催されました。参加者は10名でした。当日取り上げられたテーマは次のとおりです。

「国際結婚のあらましと、ビザ申請について」 担当 諏訪智先生
「建設業と労働者派遣」 担当 小林裕一先生
「経営事項審査申請の実務」 担当 幸野茂人

今回は、久しぶりに終了後の懇親会を行い、充実した時間をすごすことができました。
業務研究会の開催告知は、支部ホームページまたは会員メーリングリストで行っております。

2. 第32回業務研究会(足立支部 新入会員のためのミニ研修会) : 平成23年11月5日(土)午後2時30分より、東京芸術センター9階会議室3において開催されました。参加者は17名でした。

テーマは次のとおりです。

「特殊車両通行許可入門」

講師: 諏訪智先生(足立支部)

「金銭消費貸借契約書の作成」

講師: 飯塚重紀先生(足立支部)

「国民健康保険について」

特別講師: 足立区民部国民健康保険課

課長 荒井広幸様

質疑応答も活発になされ、大変有意義なミニ研修会となりました。



平成23年度第2回支部研修会報告

研修担当 飯塚 重紀

平成23年12月3日(土)午後2時より、あだち産業センター3階交流室において、平成23年度第2回目の研修会が開催されました。

テーマ 「遺言書の効用と不在者が存在する相続手続」

講師 渋谷支部 鎌田寛二先生

開催の様子につきましては、別途ご報告いたします。

平成23年度第3回支部研修会予告

研修担当 飯塚 重紀

平成23年度第3回目の研修会を次の要領で開催する予定です。

日時 平成24年3月

テーマ 未定

詳細については未定です。決定しましたら足立支部ホームページおよび「行政書士とうきょう」においてお知らせしますので、そちらでご確認ください。

会計からのお知らせ

会計担当 幸野 茂人

支部会費納入のお願い

平成23年度足立支部会費(月額500円:年額6千円)を未納の方は、同封の郵便振替用紙に事務所所在地、氏名をご記入の上、郵便局にてお振込みください。本来の納付期限は、毎年7月31日(支部細則第29条)となっておりますので、よろしくお願いいたします。

※振込先は次のとおりです。

郵便局 00190-9-714499
東京都行政書士会足立支部

未納支部会費納入について

平成22年度以前の支部会費が未納の方には、該当年度の郵便振替用紙を同封しております。
つきましては、到着後1週間以内にお振込みくださいますようお願いいたします。

※未納分がある方は、支部(および東京都行政書士会)の事業参加を制限されることがありますので、ご注意ください。

平成24年 新年賀詞交歓会のお知らせ

総務部 小佐田 秀志

日時 平成24年1月11日 (水曜日)
17時30分～ 受付 18時00分～ 開始

場所 東武菜苑 (足立区千住2-61 ビックリヤ北千住西口ビル4F 03-3882-1914)

会費 一人 6,000円

ご参加いただける方は、同封の申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申込ください。

支部活動及び今後の活動予定

主な活動 (平成23年7月～12月)

月日		活動内容
7月	20日	支部役員会 (あだち産業センター)
	23日	外国人のためのリレー相談会 (エルソフィア)
8月	2日	区長、区役所各課訪問
	30日	多分野合同研修 (区役所庁舎ホール)
9月	5日	支部役員会 (あだち産業センター)
	28日	外国人のための夜間相談会
10月	8・9日	街頭無料相談会 (Aフェスタ会場内)
	18日	成年後見人連絡会 (権利擁護センターあだち)
	27日	区役所各課訪問
	31日	ゲートキーパー研修 (東京芸術センター)
11月	5日	ミニ研修会 (東京芸術センター)
	12日	7士業合同相談会 (綾瀬勤労福祉会館)
12月	3日	支部役員会 (あだち産業センター)
		支部研修会 (あだち産業センター)
	11日	ぎょうせい足立第38号発送作業

支部長 清水 良満

活動予定 (平成24年1月～6月)

月日		活動内容
1月	11日	支部役員会
		新年賀詞交歓会 (東武菜苑)
2月	23日	成年後見人連絡会
3月		支部役員会
		支部研修会
		外国人のための夜間相談会
4月		支部役員会
		支部総会
6月		ぎょうせい足立第39号発送作業

* 日程が確定していない活動については日付欄が空白になっています。

区民の皆様へ

*** 法律豆知識 ***

副支部長 諏訪 智

相続分についての第2回です。
前回は、夫が亡くなり、妻と子供がいる場合について説明しました。
今回は、妻はいるが子供がいない場合についてです。
この場合は、夫の父母が生きている場合と既に亡くなっている場合に分けられます。
夫の父母が生きている場合は、妻が3分の2を相続し、残りの3分の1を夫の父母が頭割りで相続します。従って、夫の母親だけが生きている場合は、この母親が3分の1を相続します。
妻が既に死亡している場合は、夫の父母が全額を頭割りで相続します。
では、妻は生きているが子供も夫の両親もいない場合はどうなるのでしょうか。
この場合は、妻が4分の3を相続し、夫の兄弟姉妹が4分の1を頭割りで相続します。
妻と夫の両親がいない場合は、夫の兄弟姉妹が全額を頭割りで相続します。
では、夫に妻との子と愛人の子がいる場合はどうなるのでしょうか？ ここで愛人の子は父親である夫が認知しているものとして考えます。
この場合は、妻との子の半分を愛人の子が相続します。
つまり、夫が亡くなり、妻との子が1人、愛人の子が1人いたとすると、妻は2分の1を相続し、残りの2分の1を、妻との子と愛人の子で分けることになります。愛人の子は妻との子の2分の1を相続するので、妻との子が6分の2、愛人の子が6分の1となります。ちなみに、愛人には相続権がありません。
次回は、遺言について説明したいと思います。

編集後記

新年明けましておめでとうございます。新年賀詞交歓会のご案内もあることから、お手元には早めに届いている方もいらっしゃるかと思います。
今号は1月1日発行号ということで、清水良満支部長、近藤やよい区長、中西豊東京会会長より新年のご挨拶を頂きました。また、平成24年北千住に開設される東京電機大学の山浦登志夫様より大学のご紹介と区における事業についてご寄稿を頂きました。広報誌を編集させて頂きながらも、多くの方に期待頂いていること、ご協力頂いていることを感じ、あらためて感謝する次第です。
本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

広報部 照内 洋一

平成23年度第2回支部研修会報告

研修担当 飯塚 重紀

平成23年度第2回目の支部研修会を次の要領で開催いたしました。

日 時 平成23年12月3日（土） 午後2時から5時まで
場 所 あだち産業センター 3階交流室
テーマ 遺言書の効用と不在者が存在する相続手続き
講 師 鎌田 寛二 先生（渋谷支部会員）
参加者 総数 41名（支部会員25名、他支部会員16名）

今回は講師の鎌田先生に、自筆証書遺言の有効要件等、遺言の作成に関する基礎的な知識をはじめ、法定記載事項以外の記載、付言事項の有効性、不在者がいた場合の実務や留意点などについて解説していただきました。

また、テーマに沿ったお話以外に、行政書士が相続手続等を受任した場合における業際問題などの法的考察、そして鎌田先生の長年のご経験から印象に残った相続事例についてもお話しいただき、さらに事例に基づいた、大変貴重な資料をご用意していただきました。

当日はほぼ満席の状態となり、相続実務への関心の高さを改めて実感しました。研修会終了後に行った懇親会にも多くの会員にご参加をいただき、時節柄、忘年会のようなごやかな雰囲気となりました。

